

高知県消費者教育推進計画の骨子（案）

1 計画の趣旨

(1) 計画策定の目的

消費者教育の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、消費者団体、事業者団体など様々な主体との連携・協働のもと、消費者教育を総合的・体系的に推進していく

(2) 計画の位置付け

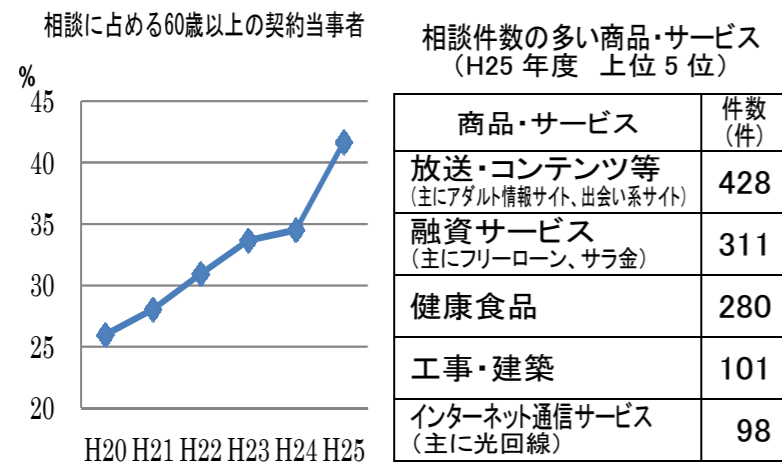
消費者教育の推進に関する法律第10条第1項に基づく「都道府県消費者教育推進計画」

(3) 計画期間

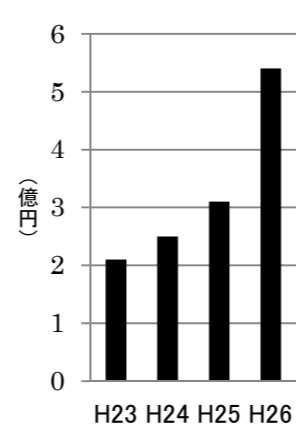
平成27年度～平成31年度（5年間）

2 消費者を取り巻く現状と課題

(1) 高知県における消費生活相談の状況等



県内の特殊詐欺被害額
※H26年は1月～10月分

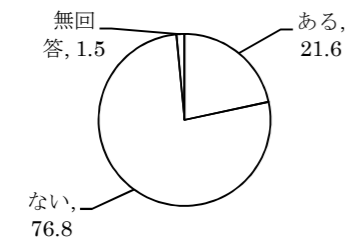


県警調べ

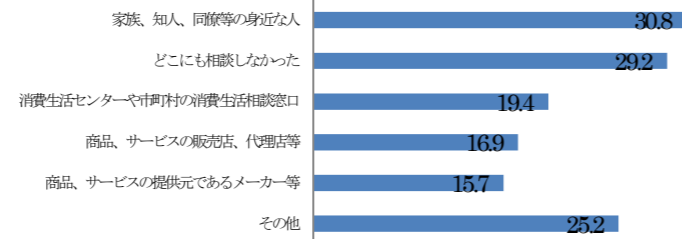
課題 ◆高齢者への情報提供や注意喚起の徹底
◆放送・コンテンツ等、インターネット利用によるトラブルの増加への対応

(2) 県民世論調査の結果（調査対象：高知県全域の20歳以上の県民3,000人）

商品を購入したりサービスを利用する上で、
トラブルや被害にあったことがあるか？ (%)



その時どこに相談しましたか？（複数回答）（単位：%）



課題 ◆トラブルや被害を潜在化させない取組の推進

県が重点的に取り組む課題

★高齢者の消費者被害の防止 ★インターネット利用に伴うトラブルへの対応強化
★トラブルや被害を潜在化させない取組の推進

3 消費者教育推進の基本的な方向

(1) ライフステージの各段階に応じた切れ目のない対応

- ・幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に実施
- ・「消費者教育の体系イメージマップ」を参考に、ライフステージごとの学習目標を設定

(2) 消費者の特性・場の特性に応じた方法での実施

消費者（高齢者、障害者等）の特性や、学校（小・中・高校等）、地域社会（地域、家庭）、職域等の様々な場の特性に応じた方法で消費者教育を推進

(3) 各主体の役割と連携・協働

- ・県、市町村の役割 ・市町村、教育行政、消費者団体、事業者等との連携

(4) 他の消費生活に関連する教育との連携

- ・環境教育、食育等、他の消費生活に関連する教育との連携

4 消費者教育の推進の内容

(1)のア～オ、(2)のア～エの下の「・」で書かれた部分は、それぞれの項目に書き込んでいく内容を例示したものです。

(1) 様々な場における消費者教育

ア 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等

- ・学習指導要領に基づいた消費者教育の推進 ・金融・金銭教育の活動の推進（金融広報委員会）
- ・若年者啓発出前講座の実施 ・消費生活に関連する教育との連携
- ・情報セキュリティ向上に向けた啓発 **重点** ・関係機関との連携

イ 大学・専門学校等

- ・大学等を通じた消費者問題等に関する情報提供 ・出前講座の実施

ウ 地域

- ・特殊詐欺等の消費者被害防止のための消費生活講座の開催 **重点**
- ・高齢者・障害者等を地域で支えるためのネットワークの構築 **重点**
- ・消費生活センター等における消費者教育の推進・拠点化

エ 家庭

- ・インターネット利用における親と子のルールづくりの推進 **重点**
- ・子供の事故防止のための取組推進

オ 職域（←事業者実態調査の結果をここで反映）

- ・従業員への消費者教育の支援 ・事業者の実施する消費者教育の取組紹介

(2) 消費者教育の人材（担い手）の育成・活用

ア 教職員等

- ・教員等への研修の実施 ・大学、専門学校の学生生活を支援する教職員を対象とする研修の実施

イ ボランティア等の地域人材

- ・高齢者・障害者等を地域で支える者等への消費者被害防止のための啓発、情報提供 **重点**

ウ 事業者、事業者団体（←事業者実態調査の結果をここで反映）

- ・事業活動の中で得られた情報を踏まえ、消費者にとって有益な消費生活に関する情報を提供

エ コーディネータ

- ・消費者教育を担う多様な人材と受ける消費者の間に立って調整する役割を担う人材を育成

5 計画の推進

(1) 計画の推進体制

高知県消費生活審議会（高知県消費者教育推進地域協議会）（以下「審議会」という。）の意見を踏まえ推進

(2) 計画の進行管理

毎年度、具体的な施策と関連する事業の実施状況の把握を行い、審議会に報告し、情報共有